

平成25年3月4日

平成25年第1回神奈川県議会定例会

建設常任委員会報告資料

県土整備局



目 次

I	緊急財政対策について	1
II	「かながわ都市マスタープラン」の一部改訂案について	3
III	リニア中央新幹線の県内駅の誘致に伴う県立相原高等学校の移転候補地の検討について	5
IV	酒匂川総合土砂管理プラン（案）について	6
V	堤防等の海岸保全施設の設計津波の水位の設定について	8
VI	県管理河川における不法係留船対策について	9
VII	県管理下水処理場の焼却灰について	11
VIII	「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」の改正素案について	13

I 緊急財政対策について

平成24年10月17日に取りまとめた「神奈川県緊急財政対策」に沿って取組みを行い、平成24・25年度の2か年で626億円の財源を確保するとともに、今後に向けて、県有施設、県単独補助金について、施設ごと、補助金ごとに、その見直しの具体的な内容や実施時期を示した県としてのロードマップを作成した。また、公債費を抑制するため、新たな県債管理目標を設定した。

1 緊急財政対策の取組状況

(1) 緊急財政対策本部

平成24年12月27日（第17回） 県単独補助金の見直し状況について

平成25年2月13日（第18回） 緊急財政対策の取組状況について

(2) 結果のとりまとめ・公表

平成25年2月18日 「緊急財政対策の取組状況」を作成し公表（別添資料のとおり）

(3) 市町村・団体への対応

平成25年1月16日 副知事と副市町村長との懇談会 (横須賀三浦地域)

平成25年1月31日〃 (県西地域)

平成25年2月1日〃 (県央地域)

平成25年2月6日〃 (湘南地域)

平成25年2月18日 県内選出国会議員への「神奈川県施策に関する説明会」

平成25年2月18日 県内経済団体への「平成25年度神奈川県当初予算案説明会」

平成25年2月18日 県内労働団体への「平成25年度神奈川県当初予算案説明会」

平成25年2月18日 知事と市町村長との意見交換会

平成25年2月19日 副町村長会議

平成25年2月20日 県内経済団体への「県政諸課題についての懇話会」

※ 各部局による説明会 隨時実施

(4) 主な意見

ア 市町村関係

- ・ 基礎自治体は住民の暮らしている場であり、どこまで住民に納得してもらえるか難しい。
- ・ 制度見直しの場合は、お互いに意見交換を行いながら進めもらいたい。
- ・ 県の状況は認識しているが、我々も厳しい。
- ・ 県有施設の見直しにおいては、十分に市町村と協議していただき、市町村への負担の転嫁にならないようお願いしたい。
- ・ 市町村補助金の補助率の調整等で市町村の負担が超過とならないようお願いする。
- ・ 緊急財政対策を見ると人件費の抑制が最も大きい。今後、市町村においても国家公務員の給与カットへの対応を検討していく必要があるが、職員のモチベーションの維持に頭を悩ませている。
- ・ 施設や補助金のロードマップが示されたのは、大きな一歩。26年度当初予算に反映するには、25年度上半期には一定の方向性が出ており必要があり、そこまでに集中して議論を重ねる必要がある。
- ・ 市町村補助金について、県がやめるから市町村もやめるとはできない補助金もある。県の施策としてはじめたことが市町村の負担となることを避けるためにも、しっかりと議論を進めていただきたい。

イ 団体関係

- ・ 施設の見直しにより移転する場合は、政令市以外の地域へ移転すべき。
- ・ 県は経済のエンジンを回すというが、短期的な効果を期待できるとは思えない。

2 県債管理目標の設定

公債費を抑制するため、新たな県債管理目標を設定。今後はこの目標達成に向けた着実な取組みを推進する。

(1) 視点

- ・ 平成30年代前半までに達成が可能な目標
- ・ 公債費負担の抑制に向けて、県の取組みの成果を県民にわかりやすく示すことが可能な目標
- ・ 将来の世代のみならず、現在の県民サービスも極端に低下させないバランスの取れた目標

(2) 県債管理目標

- ・ 平成30年度（5年後）までにプライマリーバランスを黒字化
- ・ 平成35年度（10年後）までに県債全体の残高を減少

3 今後の取組み

(1) 県有施設

- ・ 県民利用施設の見直しについては、平成25年度前半までに一定の結論を出すよう調整を進める。なお、平成24年12月の議会で指定管理期間を延長した施設については、平成25年5月を目途に判断する。

(2) 県単独補助金

- ・ 平成26年度の見直しに向け、団体、市町村との検討を進める。
- ・ 市町村補助金のうち交付金化を検討するものについては、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」において、平成26年度当初予算に向けて具体的な検討を進める。

(3) 人件費の抑制

- ・ 平成25年4月から2年間、職員給与等の減額を図る。
- ・ 引き続き、組織執行体制の見直しを進め、職員数の削減、総人件費の抑制に取り組む。

(4) その他

- ・ 徹底した事務事業の見直しや歳入確保など、対策に沿った更なる取組みを進める。

参考資料1

○県民意見の概要

●意見内容の分類

意見の内容	意見数
(1) 一部改訂の趣旨等に関する事項	1
(2) 最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針に関する事項	5
(3) 最大クラスの津波に備えた都市づくりの推進に関する事項	2
(4) その他	1
合 計	9

●主な県民意見

【意見1】

鶴沼海岸周辺には避難する高い場所がないので、複数の高い建物が必要。避難ビル等の高い建物の建設を促進するため規制緩和などが必要ではないか。

→ A 一部改訂案に反映している意見

[津波の到達までに安全な場所へ避難することが困難となる地域では、地域の意向を重視して、建物高さ規制の緩和などにより、津波避難施設の整備を検討することとしました。]

【意見2】

インフラ設備の強化以上に大事なのは、個々人の意識の持ち方が重要だと思う。防災の説明会を繰り返し行い、津波に対する意識強化を行う必要がある。

→ A 一部改訂案に反映している意見

[最大クラスの津波からいのちを守るためには、各個人が当事者意識を持った上で、自助・共助の取組を進めることが重要であるとしました。]

【意見3】

津波避難路、津波避難施設の整備について、大変良い対策だと思う。これからであろうが年度計画を提示してもらいたい。

→ C 今後の計画推進の中で参考にする意見

[個別具体的な事業計画については、それぞれの事業主体が作成する事業計画等の中で適時示していきます。]

II 「かながわ都市マスタープラン」の一部改訂案について

1 一部改訂の趣旨等

(1) かながわ都市マスタープランの概要

かながわ都市マスタープラン（以下「本プラン」という。）は、「総合計画（かながわグランドデザイン）」を補完する都市づくりの分野での基幹的な計画であり、2025（平成37）年（概ね20年後）を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであり、平成19年10月に全面改定した。

(2) 一部改訂の趣旨

東日本大震災での津波災害の状況や、概ね数百年から千年に一回程度発生する最大クラスとなる津波を想定して見直した県津波浸水予測図などから、最大クラスの津波はこれまでの都市づくりでは対応できないため、これまで以上に減災の観点を重視した都市づくりに取り組み、さらに、被災後の復興まで視野に入れて事前の取組を進めていく必要がある。

そこで、引き続き持続可能な県土・都市づくりを目指しながら、最大クラスの津波からいのちを守るために予防対策や、津波災害からの都市復興に備えた事前の取組を進めて行くことなどを津波対策編として取りまとめ、本プランに追加する一部改訂を行うことにした。

(3) 一部改訂に向けたこれまでの取組

- ・平成24年3月～11月 学識経験者による検討会において、最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針について検討
- ・平成24年5月～9月 沿岸市町を中心に、かながわ都市マスタープランの一部改訂に向けた意見交換会を4回実施
- ・平成24年11月 庁内関係各課意見照会、県内全市町村意見照会を実施
- ・平成24年12月 一部改訂素案について建設常任委員会へ報告
- ・平成24年12月～25年1月 一部改訂素案に係る県民意見募集を実施
- ・平成25年2月 県民意見を踏まえて、一部改訂案を取りまとめ

2 県民意見募集

(1) 募集状況

一部改訂素案を県民等に公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
平成24年12月26日	ア 県政情報センター、県総合防災センター等で冊子を配布
～	イ 県のホームページへの掲載
平成25年1月24日	ウ 県のたより1月号への掲載
	エ 報道機関への情報提供

(2) 募集期間中の県ホームページへのアクセス状況

アクセス数・・・11,212件

(3) 反映状況（意見総数 9件、5名）

- A 一部改訂案に反映した（している）意見・・・・・・・・・・・・5件
- B 一部改訂案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見・・・1件
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・・・2件
- D 一部改訂案に反映できない意見・・・・・・・・0件
- E その他（質問、感想等）・・・・・・・・・・・・1件

参考資料2

「かながわ都市マスタープラン」の一部改訂案の主な内容

一部改訂案の主な内容	
東日本大震災以降の津波防災を取り巻く現状	
2 最大クラスの津波に備えるためのこれからの都市づくりの課題	
(1) いのちを守るための予防対策の課題	
(2) 都市復興に備えた事前の取組の課題	
3 最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針	
3-1 最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策 (4ページ 3の (1) に対応)	
(1) 最大クラスの津波から逃げやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大クラスの津波に対しては、行政ができることには限りがあることから、自助・共助の取組と連携し、減災の考えを基本として、ハード施策とソフト施策の適切な組合せによる逃げやすい都市づくりを進めます。 ○ 長い時間をかけて維持してきた風致景観や良好な住環境などの地域の魅力に配慮して、津波からいのちを守る都市づくりを進めます。
(2) 建物や都市施設が被災しにくい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ いのちを守るため、住居系の建物は、建替えなどの更新時期等に合わせて、移転も視野に入れて、徐々に被災しにくい構造になるよう促します。 ○ 最大クラスの津波に備えて、交通ネットワークなどの社会資本の災害対応力の強化を進めます。
(3) 被災時における最低限の都市機能の維持・継続に向けた都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政関連施設や病院は、移転、土地嵩上げや高層化などによる被災リスクの低減、内陸との広域的な連携も視野に入れた機能分散の検討などを行います。また、広域的な後方応援拠点の機能の充実等を検討します。
3-2 最大クラスの津波災害からの都市復興に備えた事前の取組 (4ページ 3の (2) に対応)	
(1) 都市復興における基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市復興を想定した事前の検討にあたり、復興後は、従前よりも安全性の高い市街地とすることを原則とします。その安全性については、地域毎にその実情を踏まえて検討していきます。
(2) 都市復興に備えた事前の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかな都市復興の基礎となる情報を都市計画基礎調査や地籍調査などにより収集・整理するとともに、被災後に作成する都市復興基本計画の事前の準備として、広域的な課題を抽出し、検討・調整を行います。
4 最大クラスの津波に備えた都市づくりの推進 (4ページ 3の (3) に対応)	
(1) オールかながわによる最大クラスの津波に備えた都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大クラスの津波に備えた都市づくりを進めるには、県、市町村、県民、NPO、企業などが、主体的にそれぞれが自らの役割を果たすことが基本となります。その上で、公助の取組を踏まえつつ、より積極的な自助・共助の取組が求められます。
(2) 継続的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、最大クラスの津波に対する防災・減災の方針や新しい対策の考え方などが国などから示されることが予想されますが、それらの新たな知見を踏まえ、具体的な「いのちを守るための予防対策」と「都市復興に備えた事前の取組」を継続して進めています。

3 一部改訂案の概要

最大クラスの津波に備えるための都市づくりの観点として次の点を追加する。

(1) 最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策

最大クラスの津波に対しては、行政ができることには限りがあることから、県民等の自助・共助の取組と連携しながら、次の3点をできるところから順次進めて行く。

- 最大クラスの津波から逃げやすい都市づくり
- 建物や都市施設が被災しにくい都市づくり
- 被災時における最低限の都市機能の維持・継続に向けた都市づくり

(2) 最大クラスの津波災害からの都市復興に備えた事前の取組

都市復興における基本的な考え方としては、従前より安全性の高い市街地を目指すことを原則とし、また、都市復興に備えた事前の準備としては、地籍調査など基礎となる情報の収集整理や、都市の復興計画の策定に向けて広域的な課題を抽出し、検討・調整を進める。

(3) 最大クラスの津波に備えた都市づくりの推進

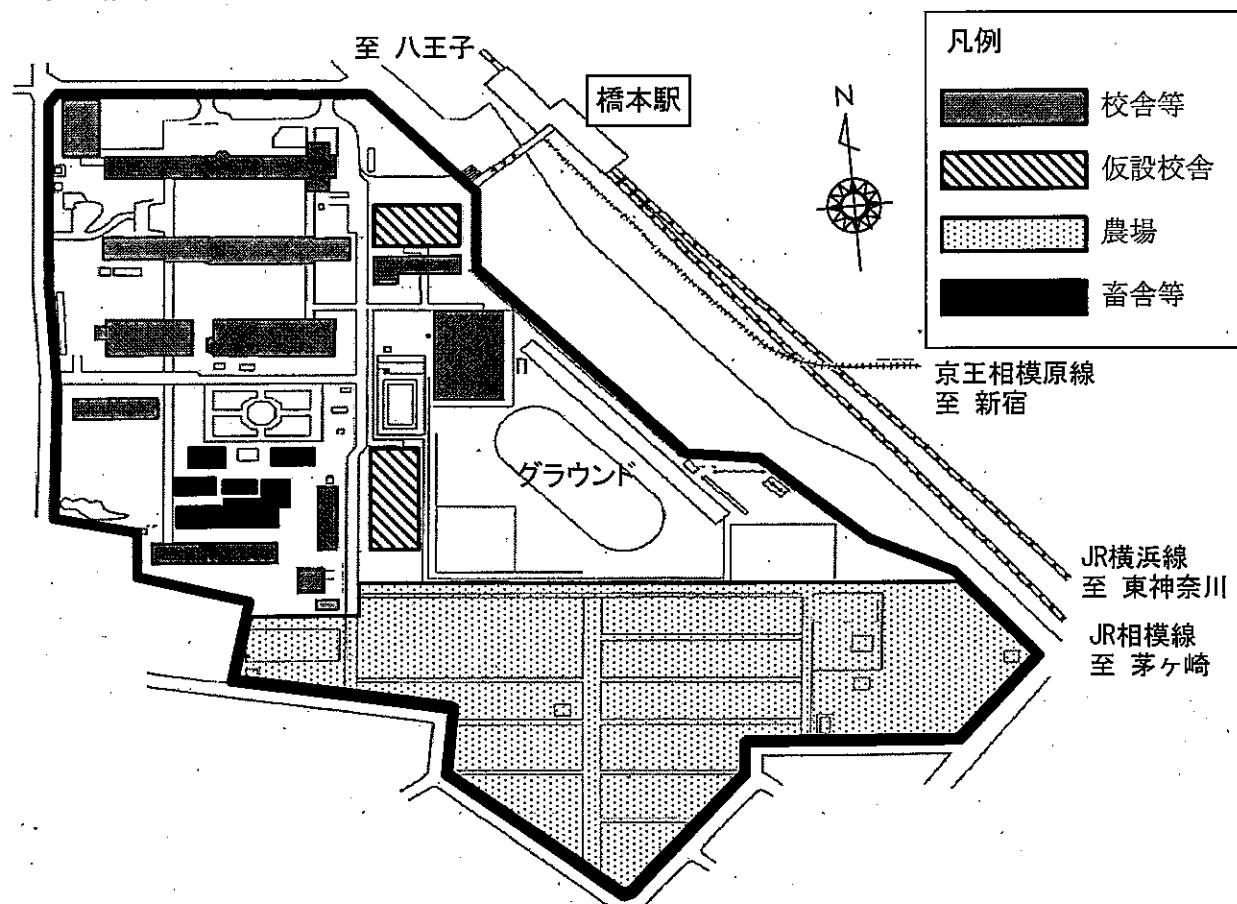
最大クラスの津波に備えるためには、行政だけでなく、本県に暮らし活動する全ての人々が主体的にそれぞれの役割を果たすことを中心とし、国などからの新たな知見を踏まえながら、具体的な施策や取組を継続して進めていく。

4 今後の予定

平成25年3月末を目途に「かながわ都市マスタープラン」を一部改訂し、津波対策編を公表する。

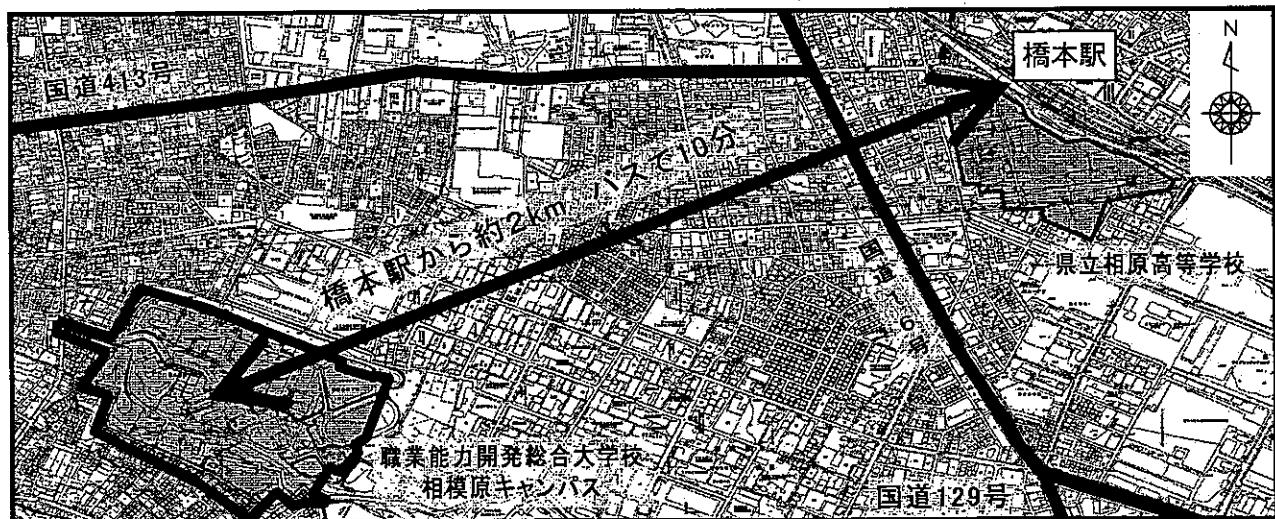
参考資料

■県立相原高等学校 平面図



敷地面積：約9.8ヘクタール
学
科：農業系 3科（畜産科学科、食品科学科、環境土木科）
商業系 3科（商業科、国際経済科、情報処理科）
耐震上の問題から、平成22年度より、仮設校舎を一部使用。

■職業能力開発総合大学校 相模原キャンパス 位置図



敷地面積：約25ヘクタール
運営主体：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（所管：厚生労働省）
閣議決定事項：平成24年度中に職業大相模原キャンパスを廃止した上で、翌年度以降に
(平成22年12月) 資産を売却し、国庫へ納付する。

III リニア中央新幹線の県内駅の誘致に伴う県立相原高等学校の移転候補地の検討について

1 経緯

リニア中央新幹線については、昨年3月に、リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会において、本県の駅誘致地区を「橋本駅周辺」とすることを決議し、同年4月に、事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）へ要望した。

このことを受け、県では、リニア中央新幹線の県内駅が「橋本駅周辺」に設置され、駅南側に近接する県立相原高等学校（以下、「相原高校」という。）の移転が必要と判断された場合に備えて、同校の移転候補地について検討を進めてきた。

その結果、平成24年度中に廃止が予定されている職業能力開発総合大学校（以下、「職業大」という。）相模原キャンパスを移転候補地として選定し、去る2月7日、教育局に検討を依頼した。

2 相原高校の移転候補地の検討について

(1) 移転候補地の選定の考え方（教育局の基本的な考え方）

ア 教育課程の継続性が損なわれないこと。

- ・ 移転後の教育課程は、現在、相原高校が進めている教育課程を継続できること。
- ・ 移転先の敷地面積は、現在と同等の面積を確保できること。

イ 移転先は、学校関係者に理解が得られる場所であり、利便性が確保されていること。

- ・ 移転先は、現高校の近傍で詮索し、特に、農業、畜産といった専門教育に支障のない場所とすること。

- ・ 鉄道やバスでのアクセスが可能であるなど、通学のための利便性が確保されていること。

ウ 現高校の耐震性の面からも、新校舎の早期建設が望ましい。

(2) 移転候補地の選定結果

上記(1)の「移転候補地の選定の考え方」を踏まえ、現高校周辺地域において、現在、未利用の土地や、今後、土地利用転換等で遊休地化が見込まれる土地を詮索し、「教育環境」、「移転の実現性」、「移転費用」、「県の財政負担」の観点から検討した結果、以下の理由から、職業大相模原キャンパスを最良と判断した。

ア 教育環境の観点

- ・ 現高校の近傍。
- ・ 周囲は公共施設や工場などで、周辺環境への影響が小さい。

イ 移転の実現性の観点

- ・ 移転先の地権者数や許認可手続きが少なく、短期間での用地買収が可能。

ウ 移転費用及び県の財政負担の観点

- ・ 橋本駅近傍で、用地取得費が高いという課題はあるが、既存施設の有効活用等により、移転費用の縮減を図っていく。

3 今後の取組み

- ・ 教育局において、教育委員会等に意見を伺いながら、移転候補地としての適否を検討していく。
- ・ 相原高校の移転が必要となった場合に備え、移転費用の更なる縮減を検討していく。
- ・ 平成25年秋頃にJR東海から公表予定の環境影響評価準備書の中で、駅位置が示された後、最終的に移転の必要性を判断する。

参考資料1

○県民意見募集における主な県民意見と反映状況

【意見1】

河床整理で掘削により発生した土砂は、極力海岸養浜等に利用することにより、河床の上昇化が防止され、洪水の緩和、樹林化の抑制、礫河原の促進化が進み、アユ等の水棲生物の復活が期待できるので、毎年継続して欲しい。

→ A 反映した（している）意見、または賛意

〔 河床整理及び海岸養浜については、引き続き、実施していくこととしています。 〕

【意見2】

川の蛇行がなくなり直線化しており、魚や水生昆虫が安心して住める深み等がなくなっている。出水の後などには、ブルドーザー等を入れた人工的な流れを、なるだけ作らない。

自然に任せれば、流れは曲がったり、深みができて川本来の流れになる。

→ B 今後の参考とする意見

〔 今後、河床整理の方法等について検討してまいりますので、ご意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。 〕

【意見3】

年次的な計画が具体化（第1段階 平成25年度～29年度等）されていないため、記載してはどうか。

→ C 反映できない意見

〔 概ねの期間を示していますので、ご意見は反映できません。 〕

【意見4】

箱根山と堤防の松並木を背景とした酒匂川の豊かな流れが一日も早く戻るのを、楽しみにしています。

→ D その他（質問、感想等）

○第2回「山・川・海の連続性を考える県民会議」における討論会での主な意見

- ・ 県をはじめとして、皆さんが努力しているのが良く分かったので、私たちも協力する。
- ・ 河川内の中州の土砂は、少しずつでもいいから、毎年継続して取ってもらいたいので、これに税金を投入することについては、私たちは全然文句は言わない。
- ・ 関根教授（酒匂川水系土砂管理検討委員会委員長）が言わされたように、川の真ん中に水を流すようにすれば、自然に土砂は流れていく。
- ・ 土砂対策は、山・川・海の連続性の考え方から、エリアを越えた（静岡県との）協力が必要である。
- ・ 魚類が豊富だった昔の姿には戻れなくても、これ以上の悪化を防ぐ方法を考えなければならない。
- ・ 河床整理をしているが、下流部で土砂堆積により中州ができるで川床が上がり、少しの雨で避難勧告が発令されてしまう場所があるので、不安である。
- ・ 今日の会議は、大変役に立った。

IV 酒匂川総合土砂管理プラン（案）について

1 背景

酒匂川水系では、三保ダムなどにおける土砂堆積、河川の河床低下や堆積、生態系の変化、海岸の侵食等、様々な課題が顕在化し、また、平成22年9月の台風第9号により、上流の山腹崩壊等によって河川内に大量の土砂が流入し、流水の濁りや、生物の生育環境に影響を与えるとともに、治水や利水にも課題が生じた。

このため、県では平成16年3月に「酒匂川水系土砂管理検討委員会」を設置し、山・川・海の土砂の流れの連続性を捉えた総合的な土砂管理について検討を進め、流域全体の各管理者が連携して対策を実施することが必要かつ効果的であるので、河川管理者のみならず、森林、砂防、ダム、堰、海岸の各管理者等の協力を得て、酒匂川総合土砂管理プランを策定することとした。

2 取組状況

- 平成24年12月 県議会第3回定例会建設常任委員会に素案を報告
平成25年1月～2月 素案について県民意見募集
　　1月 第2回「山・川・海の連続性を考える県民会議」を開催
　　　　テーマ：やすらぎと恵みを育む酒匂川を目指して！
　　2月 第9回酒匂川水系土砂管理検討委員会開催

3 県民意見募集

(1) 募集状況

時 期	実 施 方 法
平成25年1月11日	ア 県政情報センター等へ配架
～	イ 県ホームページへの掲載
平成25年2月9日	ウ 静岡県及び酒匂川流域市町へ郵送

(2) 募集期間中の県ホームページへのアクセス状況

アクセス数・・・541件

(3) 反映状況（意見総数 99件、28名）

- ア 反映した（している）意見、または賛意・・・20件
イ 今後の参考とする意見・・・・・・・・・・・・47件
ウ 反映できない意見・・・・・・・・・・・・1件
エ その他（質問、感想等）・・・・・・・・31件

4 山・川・海の連続性を考える県民会議

平成25年1月26日（土）に、県立小田原高校において、第2回「山・川・海の連続性を考える県民会議」を開催し、約260名が参加した。

県民会議では、基調講演で「酒匂川総合土砂管理プラン（素案）」の概要を県民の方々に説明するとともに、土砂供給の減少に伴う川底の低下や海岸侵食、台風による土砂堆積等、川や海の環境・利用に広く影響を与える土砂に関するご意見やご質問に対する会場参加型オープン討論会を実施した。

5 酒匂川水系土砂管理検討委員会

平成25年2月18日に第9回酒匂川水系土砂管理検討委員会を開催し、「酒匂川総合土砂管理プラン（案）」について、了承された。

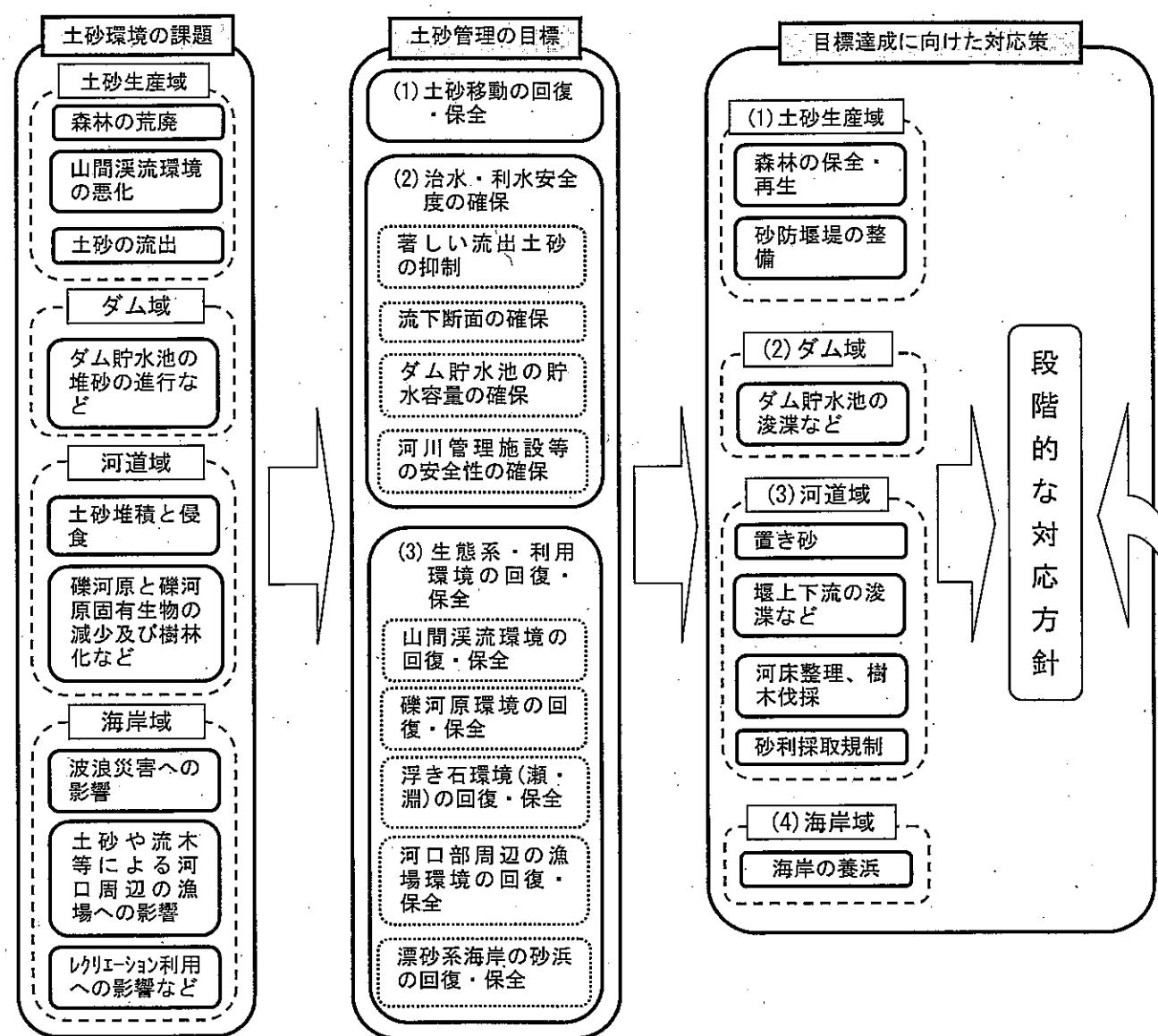
参考資料2

酒匂川総合土砂管理プラン(案)の概要

基本方針

「治水・利水安全度を向上させながら、生態系に配慮した土砂環境の改善を目指す」

P D C A サイクル



平成22年台風第9号による土砂環境変化の回復(喫緊の対応)

課題

目標

対応策

山腹崩壊による土砂流出等、土砂環境の急激な変化

治水・利水安全度の確保

被災箇所の復旧、流失土砂の抑制

生態系・利用環境の回復

河道及び堰に堆積した土砂の除去

森林再生、河道内樹林の除去

総合的な土砂管理の推進に向けた仕組み

- ・ 酒匂川水系土砂管理検討委員会
- ・ 河川、森林、砂防、ダム、堰、海岸の各管理者及び流域の関係地方公共団体等の連携

6 酒匂川総合土砂管理プランの基本方針

酒匂川総合土砂管理プランでは、様々な面で県民の暮らしを支えてきた酒匂川を次世代に継承していくために、土砂環境の回復・保全を目的とし、そのための基本方針は、「治水・利水安全度を向上させながら、生態系に配慮した土砂環境の改善を目指す」とする。

7 酒匂川総合土砂管理プランにおける目標

目標としては、三つの目標を設定する。

(1) 土砂移動の回復・保全

出水による流量の変動や河川のかく乱（例えば河床の砂礫の移動）など、河川そのものが持つ自然の力により、連続した土砂の流れの回復・保全

(2) 治水・利水安全度の確保

著しい流出土砂の抑制、流下断面の確保、ダム貯水池の貯水容量の確保など

(3) 生態系・利用環境の回復・保全

生態系の回復・保全を目指して、山間渓流環境（河川の流路及び土砂移動の連続性が確保され、水棲生物が生息）、礫河原環境（河原が石や砂利で形成され、固有の生物が生息）、浮き

石環境（石と石の間に隙間が多いため、水棲生物が生息）などの回復と保全を図るとともに、利用環境の回復・保全を目指して、海岸の砂浜の回復と保全

8 目標達成に向けた対応策

上流から海岸までの土砂の流れである流砂系一貫での対応策を進めながら、計画・実施・点検・再検討（P D C A）を行なっていく。

(1) 土砂生産域での対応策

森林の保全・再生、砂防堰堤の整備など

(2) ダム域での対応策

ダム貯水池の浚渫など

(3) 河道域での対応策

置き砂、堰上下流の浚渫、河床整理、樹木伐採など

(4) 海岸域での対応策

海岸の養浜

9 段階的な対応方針

(1) 第1段階

第1段階は、今後約5年間を想定しており、まずは、喫緊の課題である平成22年台風第9号による河道域等における土砂環境変化の回復を目指す。

(2) 第2段階

第2段階は、第1段階後の約5年間を想定しており、基本的には第1段階の対応策を継続して実施していくが、それまで実施してきた各対応策とそのモニタリングによる効果を検証し、さらには新たな知見などを勘案した上で、目標達成のための新たな対応策を試行していく。

(3) 第3段階

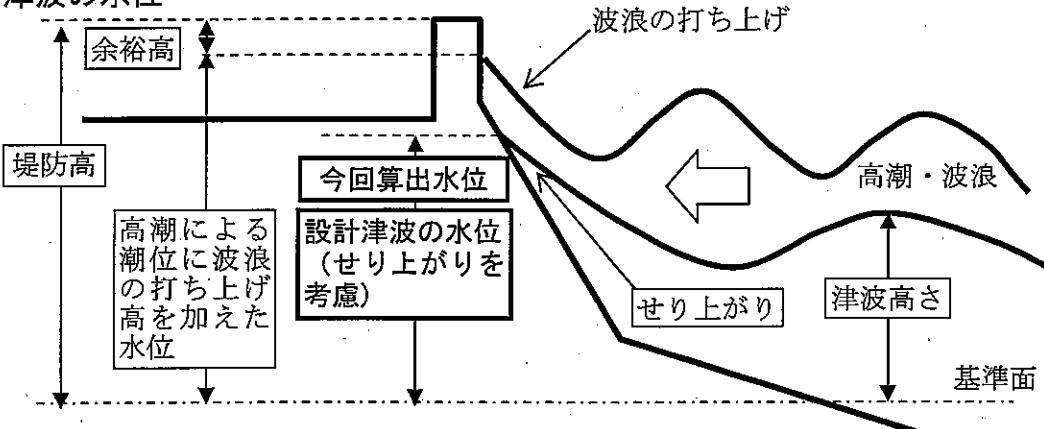
第3段階は、第2段階で試行してきた対応策の効果を検証し、必要に応じて本格実施に移行する。

10 今後の予定

平成25年3月末を目途に、「酒匂川総合土砂管理プラン」を策定する。

参考資料

○設計津波の水位



○地域海岸の設定



○設計津波の水位結果

沿岸名	地域海岸名	対象地震津波	設計津波の水位(T.P.)	(参考)現計画天端高(T.P.)
東京湾沿岸	① 東京湾川崎地域	元禄地震	+2.5m	+3.11m
	② 東京湾横浜地域	元禄地震	+2.6m	— ※2
	③ 東京湾横須賀地域	大正関東地震	+1.8m	+3.00~5.30m
	④ 三浦半島東部地域	神奈川県西部地震	+3.7m	+3.00~6.40m
相模灘沿岸	⑤ 三浦半島南部地域	神奈川県西部地震	+4.1m	+4.70m
	⑥ 三浦半島西部地域	神奈川県西部地震	+5.9m ※1	+4.70~6.00m
	⑦ 鎌倉・逗子・葉山地域	大正関東地震	+6.0m	+4.20~5.50m
	⑧ 湘南海岸地域	大正関東地震	+6.3m	+6.50~6.61m
	⑨ 二宮・大磯西部地域	大正関東地震	+5.1m	+6.50~9.00m
	⑩ 小田原東部地域	大正関東地震	+4.9m	+8.25~9.00m
	⑪ 真鶴東部・小田原西部地域	大正関東地震	+7.1m	+6.50~10.50m
	⑫ 湯河原・真鶴南部地域	大正関東地震	+6.4m	+6.50~10.00m

※1 地形及び構造物の影響により、狭小部分で設計津波の水位を超える箇所があります。

※2 東京湾横浜地域の(参考)現計画天端高を記載していないのは、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」に、計画の位置付けがないため。

V 堤防等の海岸保全施設の設計津波の水位の設定について

1 背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード9.0が観測され、東北地方を中心に想定を超える津波による甚大な被害が発生した。

本県においても、津波対策を進めており、対策の基本的な考え方は、概ね数百年から千年に一回発生する最大クラスの津波に対しては、避難することを最優先として避難体制の整備を進め、概ね数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波に対しては、内陸への侵入を防ぐ堤防等の海岸保全施設の整備を進めることを基本としている。

最大クラスの津波対策としては、平成24年3月30日に新たな津波浸水予測図を公表した。

今回は、堤防等の海岸保全施設の整備を進めるために、設計津波の水位を検討した。

2 設計津波の水位の設定

設計津波の水位の設定にあたっては、国からの通知に基づき、検討を行った。

具体的には、沿岸域を湾の形状等の地形条件から勘案して、12の地域海岸を設定し、過去に発生した津波の実績津波高さの資料整理を行い、十分なデータが得られないときは、シミュレーションにより補完した。

そして、一定の頻度（数十年から百数十年に一回程度）で発生すると想定される津波を選定し、地域海岸において堤防位置におけるせり上がりを考慮して、津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行い、設計津波の水位を設定した。

なお、平成25年1月25日に第7回津波浸水想定検討部会を開催し、設計津波の水位の設定について、了承された。

※津波浸水想定検討部会・・・学識経験者及び国・県・市の行政で構成され、技術的見地から想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証を行うため、平成23年5月に設置した部会

3 設計津波の水位結果

設計津波の水位が最大となった地域海岸は、東京湾沿岸では、三浦半島東部地域で3.7m、相模灘沿岸では、真鶴東部・小田原西部地域で7.1mであった。

4 今後の予定

(1) 高潮による水位の設定

海岸保全施設の計画（堤防高）にあたっては、津波と高潮のいずれか高い方を設計水位として設定する必要があるため、平成25年9月下旬を目途に、高潮による潮位に波浪の打ち上げ高を加えた水位を設定する。

なお、海岸保全施設の整備については、設計水位を前提として、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、決定する。

(2) 海岸保全基本計画の変更

平成25年10月より、関係行政機関で構成する検討会及び、学識経験者等で構成する懇談会を設置・検討し、海岸法に位置付けられている「東京湾沿岸海岸保全基本計画」及び「相模灘沿岸海岸保全基本計画」を、平成26年3月下旬を目途に変更する。

なお、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」については、神奈川県、東京都、千葉県の1都2県で策定しているため、変更にあたっては都県で調整を図っていく。

参考資料 1

【県管理河川の不法係留船対策】

1 神奈川県プレジャーボート対策要綱（平成10年11月1日施行）

<要綱の主な内容>

県管理河川	対策内容						
全河川共通	<p>① 広報啓発活動 <写真> 自主的移動を促す 横断幕（平作川）</p> <p>係留船対策実施中 県は、プレジャーボートについてマリーナへの誘導などの対策を行っています。船の所有者は、マリーナ等適正な保管場所に移動してください。みなさまのご理解、ご協力をお願いします。</p>						
	<p>② 不法係留船対策協議会の設置 <不法係留船対策協議会の開催状況（平成25年1月現在）></p> <table border="0"> <tr> <td>・侍従川（計3回開催）</td> <td>・田越川（計7回開催）</td> </tr> <tr> <td>・大岡川水系（計9回開催）</td> <td>・平作川（計17回開催）</td> </tr> <tr> <td>・境川（計12回開催）</td> <td>・小出川（計2回開催）</td> </tr> </table>	・侍従川（計3回開催）	・田越川（計7回開催）	・大岡川水系（計9回開催）	・平作川（計17回開催）	・境川（計12回開催）	・小出川（計2回開催）
・侍従川（計3回開催）	・田越川（計7回開催）						
・大岡川水系（計9回開催）	・平作川（計17回開催）						
・境川（計12回開催）	・小出川（計2回開催）						
	<p>③ 重点的撤去区域の指定と強制撤去の実施 <重点的撤去区域の指定状況></p> <table border="0"> <tr> <td>・侍従川（平成11年度）</td> <td>・田越川（平成18年度）</td> </tr> <tr> <td>・大岡川水系（平成12年度）</td> <td>・平作川（平成25年度指定予定）</td> </tr> <tr> <td>・境川（平成15年度）</td> <td>・小出川（国と今後調整）</td> </tr> </table>	・侍従川（平成11年度）	・田越川（平成18年度）	・大岡川水系（平成12年度）	・平作川（平成25年度指定予定）	・境川（平成15年度）	・小出川（国と今後調整）
・侍従川（平成11年度）	・田越川（平成18年度）						
・大岡川水系（平成12年度）	・平作川（平成25年度指定予定）						
・境川（平成15年度）	・小出川（国と今後調整）						
周辺に係留保管 施設がない河川	<p>④ 係留保管施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 田越川河口付近の県有地を活用して民間事業者が船舶保管施設を整備（平成18年6月） <p>⑤ 暫定係留区域の指定と暫定係留の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定係留実施河川 境川（平成15年6月～平成25年3月） 						

2 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例（平成14年4月1日施行）

○ 趣旨・目的

プレジャーボートの所有者等に適正保管に対する責務を自覚させ、公共水域等における秩序の維持を図る。

○ 保管場所届出制度

プレジャーボートの保管場所の届出を所有者や使用者に義務付け

○ 罰則

届出義務違反者には5万円以下の過料の罰則あり

※ プレジャーボートの保管場所を義務付ける法制度の整備を、国に対して要望している。

VI 県管理河川における不法係留船対策について

1 背景

県が管理する河川では、マリンレジャーへの関心の高まりを背景に、多くのプレジャーボートが不法に係留された。

河川区域内の不法係留船は、洪水の流下の阻害、船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施を妨げるなど、治水上だけでなく、船舶の通航時の支障など、様々な面で河川管理上の問題を引き起こしている。

国では、このような状況に対処するため、平成7年に河川法を改正し、船舶の所有者が判明しない場合の簡易代執行に関する規定を整備した。また、平成10年2月には不法係留船対策の促進に関する通知を発出し、河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留については、一時的な係留でない場合は河川法違反であるとして、不法係留船対策の基本的な考え方が明示された。

2 県の不法係留船対策に係る制度的な取組

河川における不法係留状態を解消するため、現に不法に係留しているプレジャーボートについては「神奈川県プレジャーボート対策要綱」により、また、不法係留発生の未然防止については「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」により対応している。

(1) 神奈川県プレジャーボート対策要綱の制定（平成10年11月）

県内では、全国調査が行われた平成8年には、平作川や境川など県が管理する河川において約2,000隻の不法係留船が確認された。この対策として、国からの通知を踏まえ、重点的に強制的な撤去措置を執る必要がある区域である「重点的撤去区域」の指定や、河川ごとに地元の市や自治会、警察等で組織する「不法係留船対策協議会」の設置などについて定めた「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を制定した。

(2) 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例の施行（平成14年4月）

不法係留の発生を未然に防止するため、所有者等にプレジャーボートの適正な保管に対する責務を自覚させることや保管場所の届出をさせることなどを内容とする「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」を制定した。

3 不法係留船の排除に向けた具体的な取組

(1) これまでの主な取組

河川ごとに不法係留船対策協議会を設置して具体的な対策を検討するほか、一定の期間に適正な管理の下で暫定的に河川内での係留を認める「暫定係留」の実施、重点的撤去区域の指定及び同区域内の不法係留船の強制撤去などを行った。

その結果、侍従川及び田越川については不法係留船を一掃し、対策を継続している河川（大岡川水系、平作川、境川、小出川）の不法係留船の隻数は平成25年1月の調査では640隻となった。

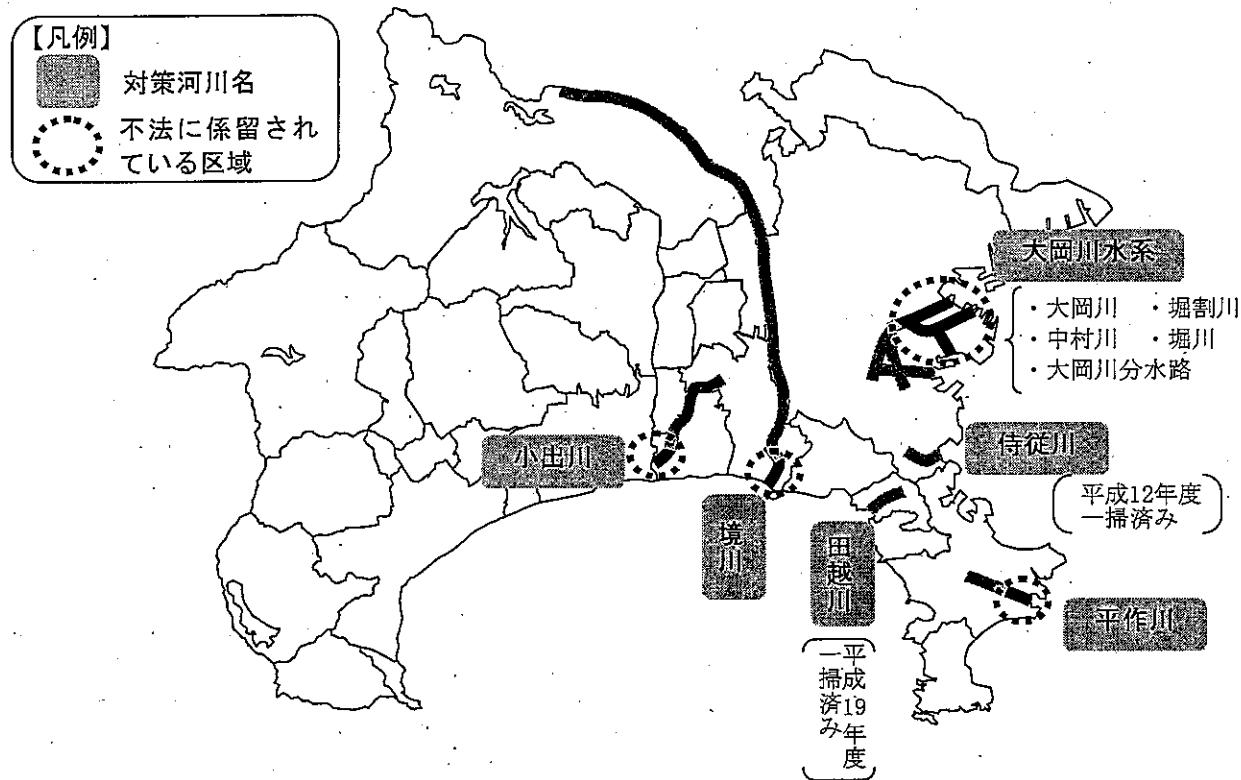
(2) 国への要望

不法係留を抜本的に解消していくには、プレジャーボートを購入し登録する際に、保管する場所の確保を船舶所有者に義務付ける法の整備が必要である。しかし、船舶の保管場所確保に関する法制度は整備されておらず、国は法制度化について現在検討中である。

このため、これまで県として法制度の整備について国に要望しているほか、九都県市首脳会議からも国に要望を行っている。

参考資料2

【不法係留船対策の実施河川】



【不法係留船の隻数】

河川名	平成8年10月調査	平成25年1月調査	差し引き
侍従川（横浜市）	165隻	0隻	△ 165隻
田越川（逗子市）	324隻	0隻	△ 324隻
大岡川水系（横浜市）	662隻	192隻	△ 470隻
平作川（横須賀市）	542隻	378隻	△ 164隻
境川（藤沢市）	248隻	21隻	△ 227隻
【暫定係留隻数】	【一】	【173隻】	
小出川（茅ヶ崎市）	61隻	49隻	△ 12隻
合 計	2,002隻	640隻	△ 1,362隻

※ 暫定係留は、平成15年度から開始

【不法係留船の強制撤去の実績】

(平成12年度～平成24年度)

河川名	行政代執行 (所有者判明船)	簡易代執行 (所有者不明船)	計
侍従川（横浜市）	0隻	14隻	14隻
田越川（逗子市）	2隻	21隻	23隻
大岡川水系（横浜市）	5隻	105隻	110隻
平作川（横須賀市）	0隻	43隻	43隻
境川（藤沢市）	15隻	2隻	17隻
計	22隻	185隻	207隻

※小出川（茅ヶ崎市）については、国と協調して対策を検討中

4 今後の対応

(1) 不法係留が発生している河川においての今後の対応

各河川において自主的な移動を一層促進し、自主的に移動しない船舶に対して河川法に基づく撤去命令及び行政代執行等の強制撤去を計画的に実施していく。

ア 大岡川水系（横浜市）

平成13年3月に大岡川、堀割川などを重点的撤去区域に指定しており、平成29年度までに、自主的に移動しない不法係留船を排除すべく取り組む。

イ 平作川（横須賀市）

平成25年度からは、不法係留船を排除する対象区間を河川管理上の支障の度合に応じて区分し、順次重点的撤去区域に指定した上で、自主的に移動しない船舶については強制的に撤去し、平成29年度までに不法係留船を排除すべく取り組む。

ウ 境川（藤沢市）

近隣に不法係留船の受け皿となる適切な保管施設がないことから、現実的な対応として平成15年から実施してきた暫定係留については、実施期間である10年の期間（平成10年2月の国通知で示された期間）が満了する平成25年3月末をもって終了する。

平成25年度は、廃止する暫定係留区間にについて重点的撤去区域に指定した上で、自主的に移動しない船舶について強制的に撤去していく。

エ 小出川（茅ヶ崎市）

小出川で不法係留船が係留している水域は、国が直接管理する区間である相模川に合流する位置にあることから、国の不法係留船対策と協調して取り組む必要があるため、平成23年11月に国と合同で立ち上げた協議会において、今後具体的な対策について引き続き検討していく。

(2) 国への要望

国においては、船舶の所有者に保管場所の確保を義務付ける法制度化について現在検討中だが、制度の創設が早期に実現されるよう、九都県市首脳会議等の機会を捉えて引き続き国に要望していく。



VII 県管理下水処理場の焼却灰について

1 概要

福島第一原子力発電所事故の影響により、県管理下水処理場の汚泥及び焼却灰から放射性物質が検出されたことから、平成23年5月10日以降は焼却灰の再利用に向けた搬出ができず、また、新たに埋立処分先を確保することも困難なため、平成25年2月26日現在、4処理場合計で約4,023tの焼却灰を処理場内で保管している。

焼却灰は飛散等しないよう土のうに詰めたうえで、専用の建屋内で安全に保管している。

なお、現在、放射性物質濃度が低い焼却灰について搬出を再開しており、保管量は徐々に減少している。

2 放射性物質濃度の測定結果

(1) 焼却灰

放射性セシウム (Cs-134とCs-137の合計) 単位 : Bq/kg (Bq : ベクレル)

処理場名	最新の測定値 (平成25年2月18日採取)
相模川流域左岸処理場(茅ヶ崎市柳島)	252
相模川流域右岸処理場(平塚市四之宮)	379
酒匂川流域左岸処理場(小田原市西酒匂)	215
酒匂川流域右岸処理場(小田原市扇町)	109

これまでの最大値は、相模川流域左岸処理場の4,424Bq/kg (平成23年5月30日採取)

(2) 放流水

4処理場とも全て不検出。

3 国の基準

- 放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等については、防水対策等を講じれば埋立処分が可能。 (放射性物質汚染対処特別措置法)
- 焼却灰等の再利用は、他の原材料と混合・希釈すること等により、製品として100Bq/kg以下となるものは利用可能。 (平成23年6月16日 國土交通省 都市・地域整備局長通知)

4 国への要望

平成23年11月1日に、県と県内全33市町村連名で、原子力災害対策本部、國土交通省、環境省に対し次のとおり緊急要望を行った。

- 放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg以下のようないかだ的低濃度の汚泥焼却灰等についても、国が具体的な処分方法を明示し、国の責任で最終処分場を確保すること。
- 汚泥焼却灰等の処理にあたって、安全性が確保される基準値等を法令で定め、国のが基準に基づく処分等の安全性を周知すること。
- 汚泥焼却灰等を再利用した製品について、風評被害が生じないよう、十分な対策を講じること。
- 汚泥焼却灰等の放射性物質濃度の低減方策等の調査・研究を推進すること。
- 汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力及び国のが責任において万全の補償を行うこと。

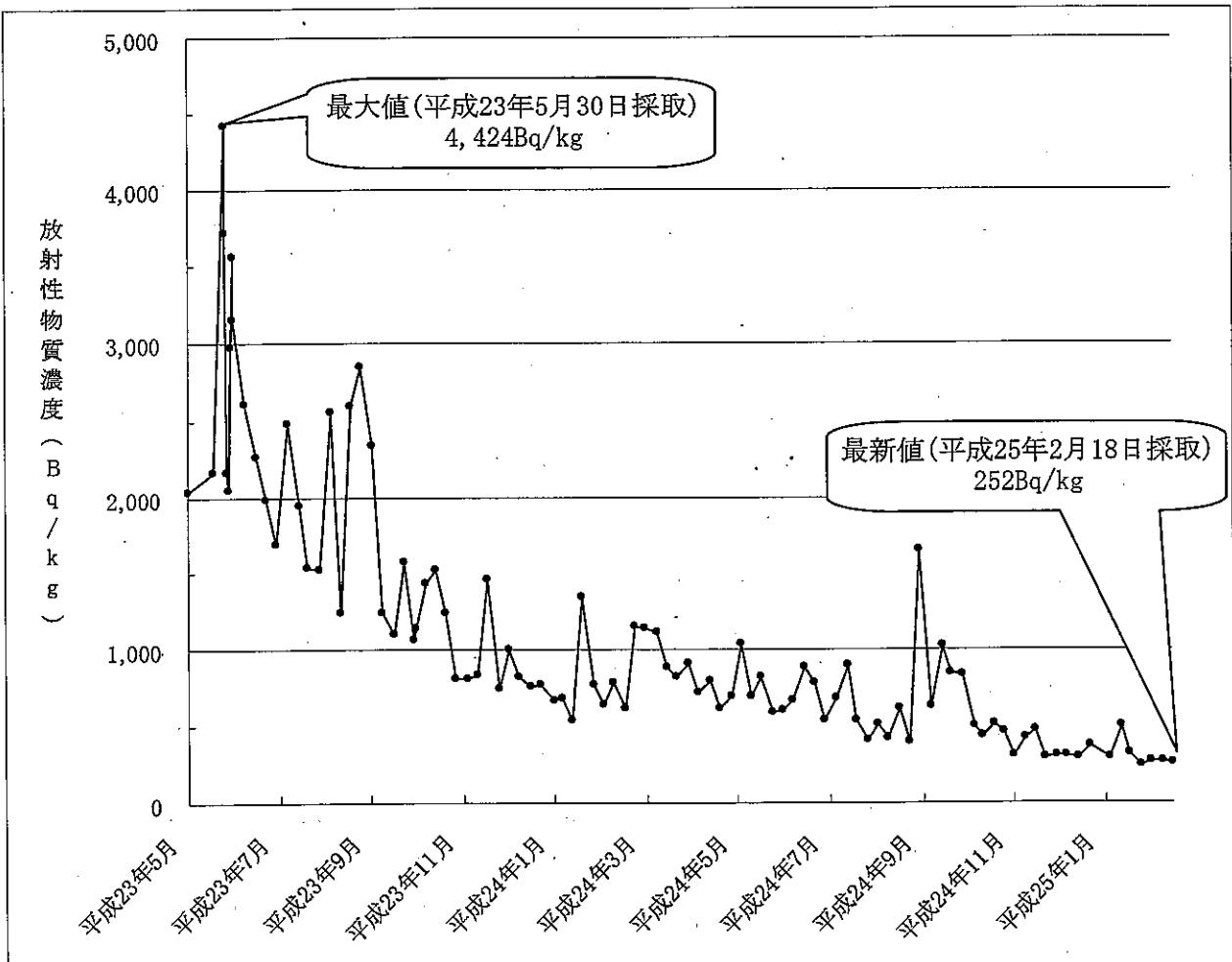
参考資料

各処理場の焼却灰保管状況（平成25年2月26日現在）

処理場名	保管量
相模川流域左岸処理場 (茅ヶ崎市柳島)	約 2,162 t
相模川流域右岸処理場 (平塚市四之宮)	約 1,714 t
酒匂川流域左岸処理場 (小田原市西酒匂)	約 147 t
酒匂川流域右岸処理場 (小田原市扇町)	約 0 t
合 計	約 4,023 t

焼却灰の放射性物質濃度の推移（放射性セシウム（Cs-134とCs-137の合計））

（相模川流域左岸処理場（茅ヶ崎市柳島）の例）（概ね週1回測定）



5 東京電力㈱への損害賠償請求

- 平成24年1月26日に、東京電力㈱に対して県管理下水処理場の焼却灰の保管・測定等に要した費用について、1回目の損害賠償請求を行い、平成24年5月1日に全額を収入した。
- 平成24年6月25日に、2回目の損害賠償請求を行い、現在、東京電力㈱が内容の確認作業を進めている。
- 平成25年1月11日に、3回目の損害賠償請求を行った。

損害賠償請求の内容

	1回目	2回目	3回目
焼却灰仮置き・保管費等	94,460,408円	56,276,910円	27,521,303円
保管用建屋建設費	一	186,779,250円	165,341,400円
放射性物質濃度測定費	11,952,171円	2,223,855円	2,119,740円
合 計	106,412,579円	245,280,015円	194,982,443円

※1 1回目は平成23年11月末までに額が確定した費用。

2回目は平成24年3月末までに額が確定した費用。

3回目は平成24年9月末までに額が確定した費用。

※2 県職員の入件費等は、算定方法が未定のため請求には含めていない。

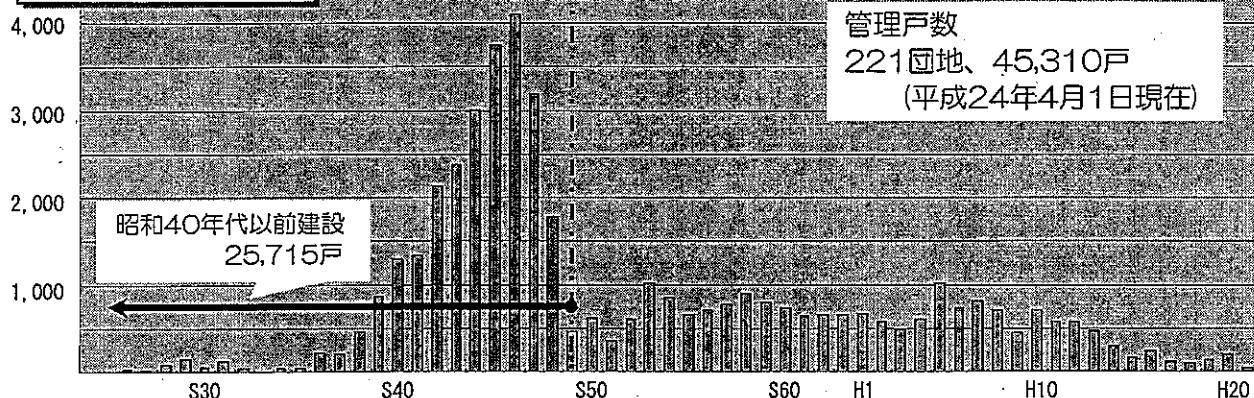
6 今後の対応

- 放射性物質濃度が低い焼却灰について、再利用に向けた搬出を徐々に再開しているので、継続的に放射性物質濃度の測定を行い、その結果を示しながら、受け入れ側との調整を進めるとともに、搬出できるまでの間は、処理場内で安全に保管する。
- 引き続き、様々な機会をとらえて、国の責任で最終処分場を確保することなど、国に実効性のある対策を求めていく。
- 焼却灰の保管・測定費用等については、順次、東京電力㈱に損害賠償請求を行う。

参考資料

《「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」の改正素案概要》

■ 県営住宅の現状



■ 計画内容の比較

計画の概要

県営住宅ストックの長期有効活用を図るために、概ね20年間を見通した上で、今後10年間ににおける、今後の県営住宅供給の基本方針と推進すべき施策を定める。

現計画（平成18年4月）

- ・計画期間
平成18年度～平成27年度
- ・基本方針と推進すべき施策

I 既存ストックの有効活用

- ・住宅ストックの的確な整備、保全
- ・効率的効果的な管理によるストックの活用
- ・安全安心な住環境の整備

【整備区分の考え方】

- (1)建替え
 - ・建設後概ね50年経過している団地 等
- (2)全面的改善
 - ・事業継続中の団地の住棟から選別
- (3)個別改善
 - ・昭和40年代の耐火構造の住棟
- (4)維持保全
 - ・建替対象外住棟～小規模団地 等
 - ・計画修繕～比較的新しい住棟
- (5)用途廃止
 - ・老朽化が著しい住棟で建替えが困難

- (6)用途廃止
 - ・耐用年限が経過した団地
- ##### II 住宅セーフティネット機能の強化
- ・多様な住宅困窮者への的確な支援
 - ・良好な住環境の形成 など
- ##### III 公平性、透明性のさらなる確保
- ・真に住宅に困窮する者への的確な対応
 - ・入居実態の変化への適切な対応 など

改正素案

- ・計画期間
平成25年度～平成34年度
 - ・基本方針と推進すべき施策
- ##### I 既存ストックの長寿命化と適正な運営
- ・効率的な団地配置や団地規模の適正化
 - ・創出される余剰地の利活用
 - ・団地再編のための部分的な民間借上げ方式の活用

【整備区分の考え方】

- (1)建替え（部分建替えの導入）
 - ・建設後概ね50年経過している団地
 - ・事業継続中の団地 等
 - ・整備手法 ⇒ 統合型、集約型
 - (2)個別改善
 - ・昭和40年代の耐火構造の住棟
 - (3)設備改善
 - ・個別改善実施済の団地
 - (4)維持保全
 - ・昭和50年代以降の団地
 - ・個別改善及び設備改善の実施済団地
 - (5)集約化
 - ・団地内外への住み替えを促進し、団地規模の縮小を図る団地
 - ・統合が可能な近隣県営住宅への住み替えを促進する団地
 - (6)用途廃止
 - ・耐用年限が経過した団地
- ##### II 住宅セーフティネット機能の強化と持続可能な団地経営の構築
- ・住宅セーフティネット機能の確保
 - ・団地再生による地域コミュニティの活性化
 - ・持続的な団地経営 など

VII 「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」の改正案について

1 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画の概要

神奈川県県営住宅ストック総合活用計画（以下「本計画」という。）は、昭和40年代以前に建設し老朽化した県営住宅が全体の半数以上を占める中、県営住宅の供給において量的拡大から現在管理している県営住宅（ストック）の利活用へ施策転換を図るとともに、住宅セーフティネットとして真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、今後の県営住宅供給の基本方針と推進すべき施策を定めたものであり、平成13年7月に策定し、平成18年4月に改正した。

2 改正の趣旨

県営住宅の整備・管理については、本計画に基づき計画的に推進してきたところであるが、少子高齢化の進展や県営住宅の老朽化の進行に加え、地震防災対策など新たな社会情勢の変化を踏まえた対策を講じる必要がある。

また、「神奈川県緊急財政対策」においては、今後の県営住宅の運営について、県直営方式を基本としつつ経営資源の見直しに取り組んでいくこととしている。

以上のことから、県営住宅のさらなる適正な整備・管理を推進し、良質なストック形成を図るために、本計画を改正する。

3 基本方針と推進すべき施策

県営住宅ストックの長期有効活用を図るため、概ね20年間を見通した上で、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とし、次の基本方針に基づき適正なストック改善等を図る。

(1) 基本方針1 既存ストックの長寿命化と適正な運営

長期的な維持管理の視点から、長寿命化に資する団地ごとの整備区分や整備手法を定めるとともに、県営住宅の効率的・効果的な運営のため、以下の施策に取り組む。

ア 効率的な団地配置や団地規模の適正化

県営住宅の適正な管理を推進するため、団地の集約や統合により効率的な団地配置を目指す。また、従来の全面建替え方式に加え、部分建替えの考え方を導入することにより団地規模の適正化を図る。

イ 創出される余剰地の利活用

敷地が広く低層の住宅が多い団地については、建替え等により余剰地を生み出し、地域に資する利活用や売却への取組みを強化する。

ウ 団地再編のための部分的な民間借上げ方式の活用

団地の集約化や用途廃止団地の退去促進のため、周辺の民間賃貸住宅の空き家状況等に応じて短期的な民間借上げ方式の活用を検討する。また、老朽化等により応募者の少ない小規模団地での導入を検討する。

(2) 基本方針2 住宅セーフティネット機能の強化と持続可能な団地経営の構築

多様化する住宅困窮者への的確な支援や団地を含めた地域の良好なコミュニティ形成、活性化を促進し、コスト削減や収入確保による持続可能な団地経営を実現するため、以下の施策に取り組む。

ア 住宅セーフティネット機能の確保

県営住宅における住宅セーフティネット機能を強化するため、既存ストックの有効活用による募集戸数の確保や高齢者世帯の低層階への住み替え促進等を図る。

イ 団地再生による地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化によるまちづくりや住環境の向上に資するため、期限付き入居による若年層の入居促進や空き住戸などを活用した福祉施設等の立地を図る。



- ウ 多様な社会的ニーズに対応した住宅づくり
防災機能の向上に資するため、県営住宅における津波避難対策等に努める。
- エ 持続的な団地経営
県営住宅の整備等におけるコストダウンの徹底を図るとともに、家賃減免制度の的確な運用や家賃滞納者への取組みの強化、空き駐車場の活用などにより、さらなる収入の確保に努める。

4 今後のスケジュール

平成25年3月下旬

～4月下旬 改正素案に対する県民意見募集

平成25年5月 県民意見を反映した改正案の取りまとめ

平成25年6月 第2回県議会定例会の建設常任委員会で同案を報告

平成25年7月 「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」を改正し、公表

